

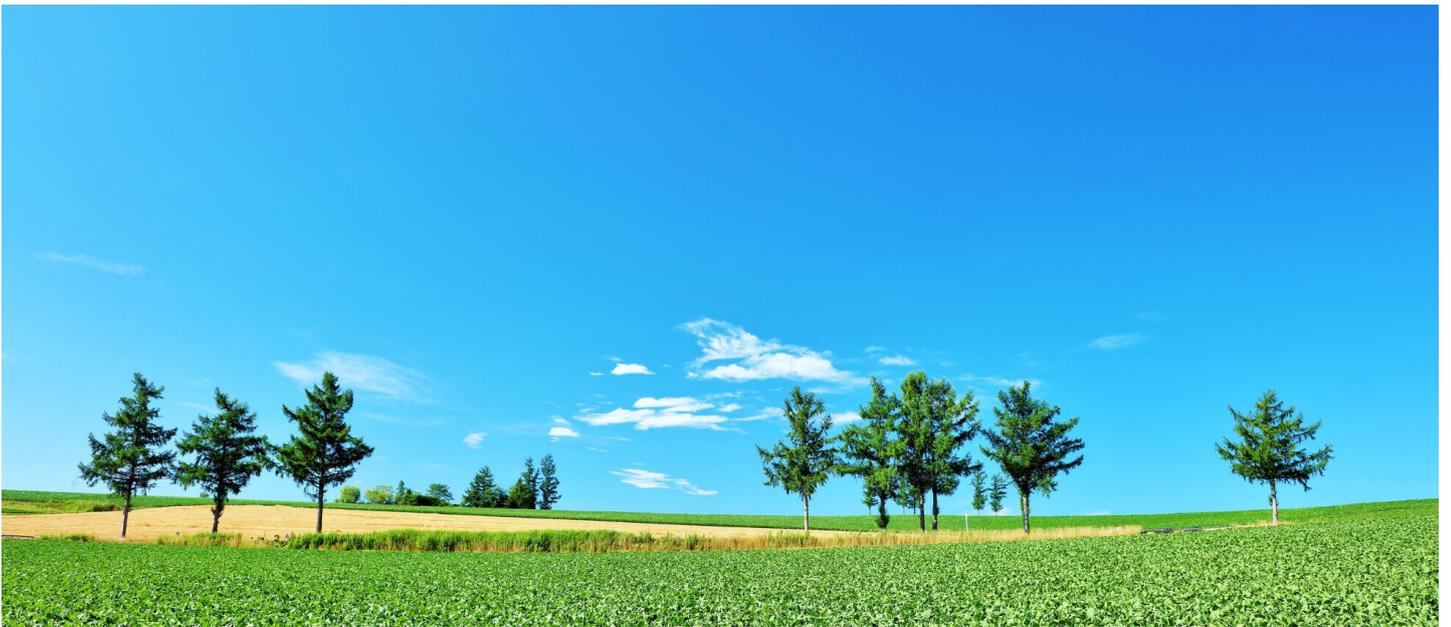


独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業

令和4年度事業報告書

みんなの笑顔を守るために！

ーアクセプト 権利擁護支援の歩みー



一般社団法人中野権利擁護センター アクセプト

一年間の歩み

多くの方のお支えを頂きながら、一般社団法人中野権利擁護センターアクセプトを設立して1年が過ぎました。ここでは一年間の歩みを振り返ってみたいと思います。

《アクセプトの理念》

当法人は、発足にあたって、以下のような理念に基づいて運営することとしました。

法人の理念

私たちは誰もが人として尊厳を守られ、自らの意思と人格に基づいて、必要な支援を受けながら暮らしている地域社会をつくることを目指して活動します。

一人一人に意思と人格に基づく主体性があることを踏まえ、私たちは、意思決定支援の考え方に基づいて、ご本人に寄り添い、意思の把握に努め、その実現のために最大限の努力をします。

支援の具体的な行動にあたっては、ご本人にとっての最善の利益を常に念頭に置き、権利保護に努めます。

支援にあたっては、ご本人の意思決定にあたって必要十分な情報・知識を収集し伝え、かつ分かりやすく説明することに努めます。

ご本人の暮らしの実状や生活歴などについて、十分に把握し、意思や判断の背景を正しく理解するよう努めます。

ご家族や友人、知人、ケア関係者など、関わりのある方たちとの人間関係の把握に努め、円滑な意思疎通が行われるよう支援し、ご本人が孤立したり不利益を被ることがないように努めます。

社会全体に成年後見や権利擁護支援の考え方が普及し、発展して行くよう、実践活動に加え、普及啓発や家族後見人、市民後見人の支援、人材育成、研究開発など、総合的に活動を行います。

地域社会の様々な主体の連携によるケアの重要性を深く認識し、法人自身がよき地域の市民として、地域社会との交流、地域貢献に努めていきます。

公益事業を目的とする法人として、あらゆる活動の場面で法令順守に努めます。また、リスクマネジメントの体制を確立し、不測の事態に対しても、被害の最小化、再発防止に努めます。

《法人の設立》

4月、法人を設立し、事務所を定め活動を開始しました。まず、地域内連携の働きかけを開始しました。中野区や成年後見の中核機関である中野区社会福祉協議会、町会連合会、民生委員協議会、医師会、介護事業所の協議会、西武信用金庫など、関係各機関・団体を訪問したり、会議に出席させて頂いて、法人の活動内容の説明や協力依頼に努めました。

《事業の開始》

法人として「成年後見」、「任意後見」、「暮らし何でも相談」、「暮らしサポート」、「死後事務委任」などの事業に関わる要綱・規定類や契約書のひな形などを確定し、事業を順次開始していきました。法人後見の適正な運営を担保するため第三者を含むアクセプト成年後見事務等運営委員会の立ち上げに向けて、外部の専門家との調整に入りました。

《法人設立記念講演会》

法人の設立趣旨を発信する場として、設立記念講演会「私のことは私と一緒に決めてほしい」を開催しました。講師は、東京都の成年後見担当の小澤耕平氏(都福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長)に依頼するとともに、法人理事である竹原厚三郎(前帝京平成大学教授)が勤めました。中野区、中野区社会福祉協議会の協賛をいただき、担当部長や会長にも同席して頂きました。

《区内関係団体との連携に向けて》

区内のオレンジカフェ(認知症の方やその家族、専門職や地域の人々が交流する身近な場所)や介護予防活動を行っている団体、町会のほか、デイサービス、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、グループホーム、介護老人福祉施設、地域包括支援センター等の事業所などが連携するネットワーク組織「認知症みんなで考える中野ネットワーク」(通称MIKAN)に加入しました。

《学習・講演会》

NPO法人わかみやクラブとの共催で、学習・講演会「障がい者にとっての成年後見とは…」を開催しました。当事者・家族を中心とする団体との学習会で、障がい者の事例を通じて、成年後見制度そのものが持つ、課題の一面を考える機会となりました。講師には、公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会理事長で障がい者の成年後見の実務に数多くたずさわっている高野淑恵氏をお招きしました。

《成年後見事務運営委員会の設置》

6月から、準備をしていた成年後見事務等運営委員会を12月に発足させました。法人後見を適切に運営するために、受任の可否や運営の在り方などについて審議する委員会です。外部委員として、医師で中野区地域連携型認知症疾患医療センター・あしかりクリニック院長の芦刈伊世子氏、社会福祉士で一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事の川口孝俊氏、帝京平成大学准教授の齋藤知子氏、帝京平成大学講師の増田康弘氏、社会福祉士・介護支援専門員でNPO法人ピクニックケア理事長の宮原和道氏、弁護士で東葉法律事務所代表の吉野智氏にご就任頂きました。

《成年後見実践講座(基礎コース)》

何らかの動機で、成年後見の実務に携わったり、関りを持つと言う人のための講座を開催しました。座学中心ではなく、事例に即したグループワークで参加型で自ら考えながら学べる講座を目指し、カリキュラムの開発から、テキストの編纂まで法人内で行いました。

《広報活動》

コロナ禍の影響が長引き、地域での会合等の開催や参加が難しい時期が続きましたが、新設の法人としては各種団体や個人の皆さんに、知ってもらわなければ、仕事の機会は増えて行きません。そんな中で広報活動にも力を入れてきました。区が設置する自由掲示板「区民の広場」に法人の事業紹介のチラシを延べ500枚貼付しました。また、京王バスの車内広告で法人の事業紹介を掲示しました。

法人のウェブサイト(nkyc.or.jp)を設置している他、ニュースレターAccept新着ニュースの紙版を郵送配布するとともに、メールマガジンとして配信しています。

設立記念講演会「私のことは私と一緒に決めてほしい」

設立記念講演会次第

1. 来賓ご挨拶

中野区地域支えあい推進部長・角 秀行 様、中野区社会福祉協議会会長・吉成武男 様

2. 主催者挨拶

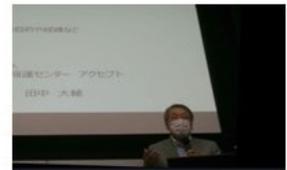
当法人代表理事・田中大輔



角 秀行 様
中野区地域支えあい推進部長



吉成 武男 様
中野区社会福祉協議会 会長



田中 大輔
中野権利用センター・アクセプト 代表理事

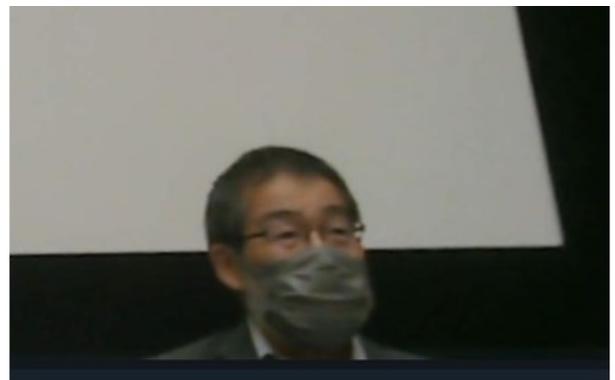
3. 講演会

(1) 第1部 成年後見とは～介護保険と成年後見～

講師 竹原厚三郎 元帝京平成大学教授・城西国際大学大学院講師（当法人代表理事）

介護保険制度における「自己決定」導入の背景

- ・高齢者は**社会的にも、経済的にも自立した存在**であること。社会の中心的担い手として行動し、発言し、自己決定してきた市民が、ある一定年齢を過ぎると、制度的には行政処分（措置）の対象者とされるは成熟社会にふさわしい姿とはいえない。
- ・社会環境の変化を踏まえ、介護必要になった場合、**高齢者が自らの意思**に基づいて、利用するサービスや生活する環境を**選択し、決定**することを基本に据えたシステムを構築すべきこと。
- ・高齢者の個別性が尊重される必要がある。高齢者は、長年にわたる生活習慣や環境の違いが年輪のように重なって、心身の状態に様々な影響を与えており、若い人に比べても**個人差が大きい存在**である。



成年後見制度の基本理念

従来の「本人の保護」
+
自己決定の尊重
残存能力の活用
ノーマライゼーションの理念の具体化

| 区分 | 本人の判断能力 | 援助者（※1）とその権限 |
|------------|---------|---|
| こうけん 後見 | 全くない | 成年後見人 財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）。 |
| ほさ 保佐 | 著しく不十分 | 保佐人 特定の事項（※2）についての同意権、取消権 |
| ほじよ 補助 | 不十分 | 補助人 申立てにより、特定の事項（※2）の一部についての同意権、取消権が与えられる。 |

※1.「援助者」には、必要に応じて複数の人や法人を選任することもあります。
 ※2.民法13条1項に掲げられる、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などをいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
 ・このほか、保佐人と補助人には家庭裁判所への申立てにより、与えられる権限があります。

任意後見
 ・本人に十分な判断能力があるうちに、自分が選んだ代理人に、生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結ぶ。
 ・契約は、公証人の作成する公正証書によって結ばれる。
 ・効力は、申立てに応じて家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときに生じる。

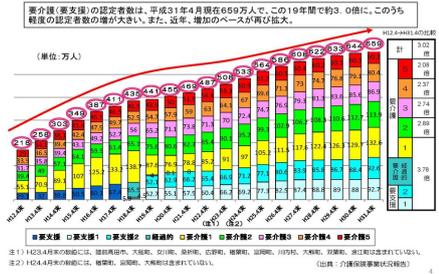
資料の全体は、法人のウェブサイトnkyc.or.jpでご覧いただけます

成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況を見ると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**



要介護別認定者数の推移



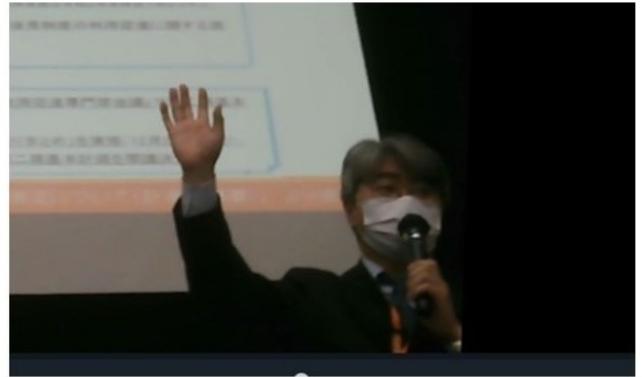
第2部 成年後見の利用促進を図るために—成年後見制度利用促進計画—

講師 小澤耕平 氏 東京都福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長

第二期成年後見制度利用促進基本計画

副題: 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進

令和4年3月25日 閣議決定



第二期成年後見制度利用促進基本計画

- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 より(抜粋)

権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における**本人を中心とした支援・活動の共通基盤**であり、**意思決定支援等による権利行使の支援**や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における**権利侵害からの回復支援を主要な手段**として、**支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動**であると定義することができる。権利擁護支援の中でも重要な手段である**成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のこと**であるといえる。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

- II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 より(抜粋)

これに加えて、**後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好(本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。)**や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、**日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要**である。

- 地域共生社会は、『制度・分野の枠や『支え手』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障壁の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができる。社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと』を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として『権利擁護支援』を位置付けて上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一環の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

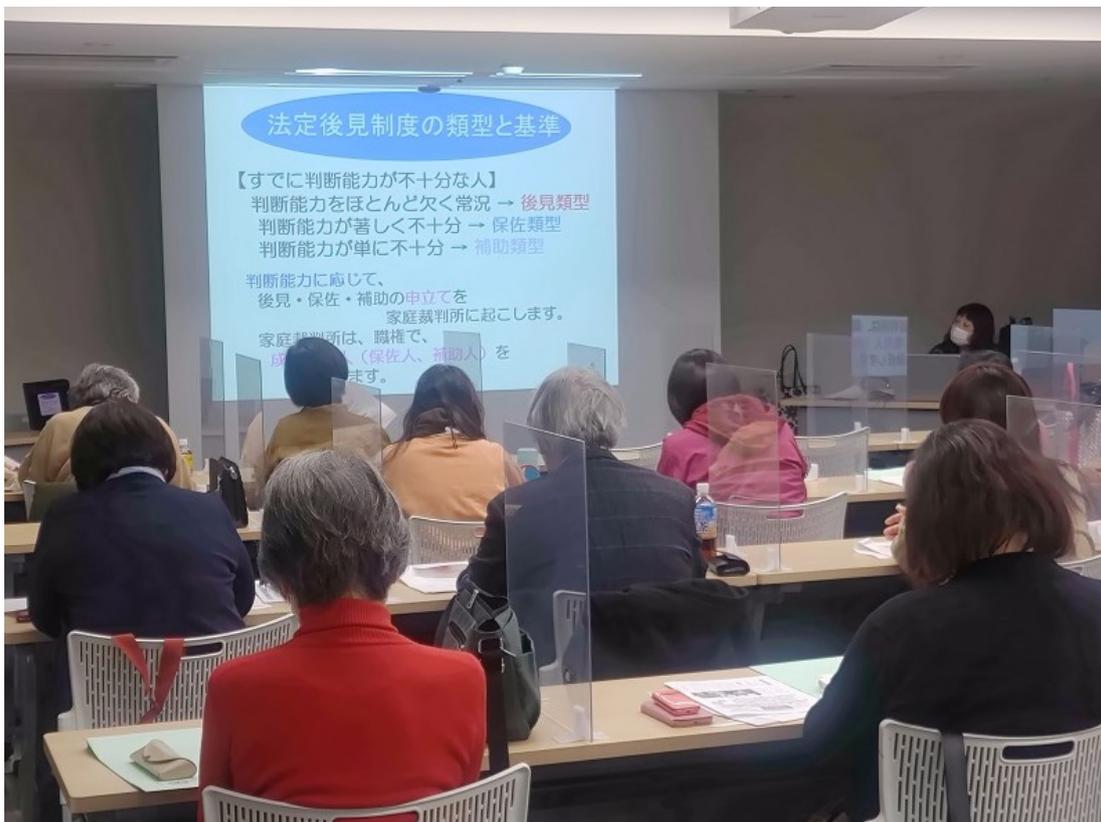


学習講演会「障がい者にとっての成年後見とは…」

1月22日、学習講演会「障がい者にとってのせいねんこうけんとは…」を開催しました。

講師は、高野淑恵氏(公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会理事長)でした。障がい者の成年後見を数多く受任されています。

成年後見の制度全般と障がい者の事例などについて、講義をしていただきました。ご自身も障がいのあるお子さんをお持ちで当事者の親の立場で、支援に関わり始めたたかのさんのお話は、とても説得力があり、分かりやすいものでした。NPO法人わかみやクラブとの共催で、行い。講演とグループ討議も行いました。



この子もあの子も
自分らしく
幸せに！



公益社団法人
埼玉県手をつなぐ育成会
理事長 高野 淑 恵

主催 (一社) 中野権利擁護センターアクセプト (共催: NPO法人わかみやクラブ)

法定後見制度の類型と基準

【すでに判断能力が不十分な人】
判断能力をほとんど欠く常況 → **後見類型**
判断能力が著しく不十分 → **保佐類型**
判断能力が単に不十分 → **補助類型**

判断能力に応じて、
後見・保佐・補助の**申立て**を
家庭裁判所に起こします。
家庭裁判所は、職権で、
成年後見人(保佐人、補助人)を
選任します。

5

☆ 法定後見人等を誰にやってもらうか？

後見人等は**特別の資格は不要**です。

「相続」のための制度ではありませんので、
家族の方でなくてもかまいません。

- ・信頼できる人か
- ・本人の為にちゃんと仕事をしてくれる人か
- ・経済的に安定している人か
- ・年齢と健康状態に不安はないか
- ・利害が対立することがないか

などを判断して、**後見人等候補者**を選ぶ必要があります。

6

☆ 後見人は誰が良いか

◇ 親、兄弟姉妹、親戚 … ？？

- ◎ 本人のことをよく知っている。
- △ 兄弟姉妹にも、それぞれの人生がある。
- × 親亡き後、相続の問題が起きた時、必ず利益相反の問題が起きる。

◇ 専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)

- ◎ 社会的信頼がある。福祉制度や法律に詳しい。
- △ **報酬が高い**。(月に5万円～2万円)
- × **継続性の問題** → 生身の人間であるから、
長期の後見は無理。

10

第 2 章

知的障害を持つ子の
おかあちゃん

『怒濤の人生篇』

14

「息子が生まれて…」



このくらいの頃は、
悩みなんかありませんでした…

15

「ある日、運命の宣告が！」

お医者さんが言いました。

「お子さんには障害があります」



16

「おかあちゃん、
がんばる！」

障害があっても、
おかあちゃんの大切な子！



19

「やがて、
息子、20歳になり、
30歳になり…」

～ おかあちゃん、
ちょっと考える～



22

「でもでも、
おかあちゃんとおとうちゃんが、
突然いなくなっちゃったら？
と、考えたりして…」



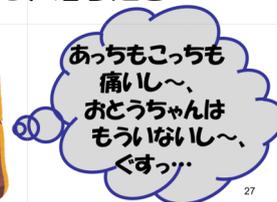
24

「今はまだ
大丈夫？ よね…」



23

「そして、
あっという間に
20年30年が過ぎ…」
～ またしても、落ち込む～



27

「かくして、
おかあちゃんは大決心…」

あなたに 後見人を
つけるね、
おかあちゃんの 最後の
大決心だよ、
大切な大切な あなたを
護るためだから…

31

「でも、『成年後見制度』は、
大切な我が子を他人に託すこと」



だから
おかあちゃんは、
絶対 絶対、
後悔したくない！

32

「だから、
ちゃんとやってくれる人、
ちゃんと寄り添ってくれる人に
後見してほしい！」



33

悩んだり迷ったりしているあいだ
にも、月日は流れていきます。

🌻 大事なことですから、
いっぱい迷ってください！



34

第 3 章

この子らしく 幸せに生きるための 成年後見制度

36

2000年に「介護保険制度」と同時にスタートしましたが…

そもそも、高齢者のための法律だから
知的障がい者には、ピン!と

来ませんでした。

《この制度、このままじゃ
使えないですね〜》



37

そこで、やむなく、私たちは
埼玉県育成会を母体として
法人後見を立ち上げたのでした
(2007年3月)

目的：知的障がい者のための
成年後見
2021年1月末現在
保佐 8人 後見 61人

38

2021年4月頃からは
公益社団法人
埼玉県手をつなぐ育成会の
事業として新たなスタートを
しました。

☆ 体制の安定と強化
☆ 支援スタッフを増やして
グループで支援していく
(支援スタッフ大募集!)

39

幸せのかたち

家族がいる人も、
天涯孤独な人も、
ひとりひとり、みんな違います。



ひとりひとりに寄り添う後見を!

40

これからの成年後見制度

劇的に、**どんどん変わって**いきます
「成年後見制度」という名称自体が
消滅するかも知れません。



権利条約加盟国からの**ダメ出し!**

42

ダメ出しポイント

代行的意思決定 → 支援付き意思決定

廃止

本人に不足する判断能力を
補い、本人が法的能力を行使
できるように支援する。

根本的な制度改革

43

どう変わっても良いけれど…

- 高齢者と同じどんぶりに
入れないでほしい。
- 「法的な裏付け」を持ったもので
あってほしい。
- 本当に本人が自己決定できるように、
実行可能なあらゆる支援を複数の関係者
と共に追及し、本人が『幸せ』を実感
できるような決定に至る支援をして
ほしい。

44

成年後見実践講座（基礎コース）

アクセプト成年後見実践講座（基礎コース）を開催しました。成年後見制度の概要を理解し、成年後見人等として活動するために必要な知識を学ぶことを目的としたものです。

対象は、○仕事上、成年後見制度の知識を必要としている方、○自分や家族の将来のために、成年後見制度を知りたい方、○これから市民後見人として活動したいと考えている方、○市民後見人、親族後見人として、現在活動をされている方、○学校などで成年後見制度について学び、後見活動の実務に興味を持たれた方…などです。

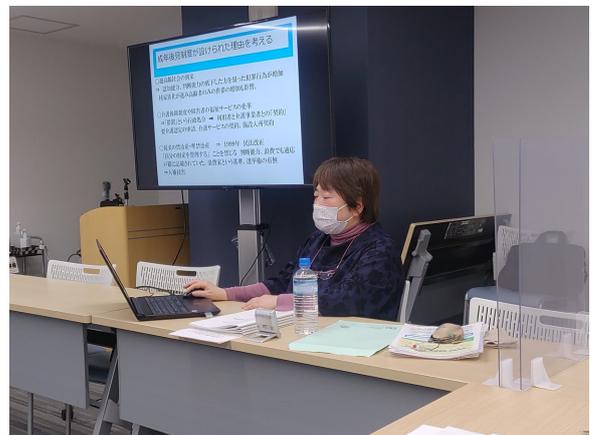
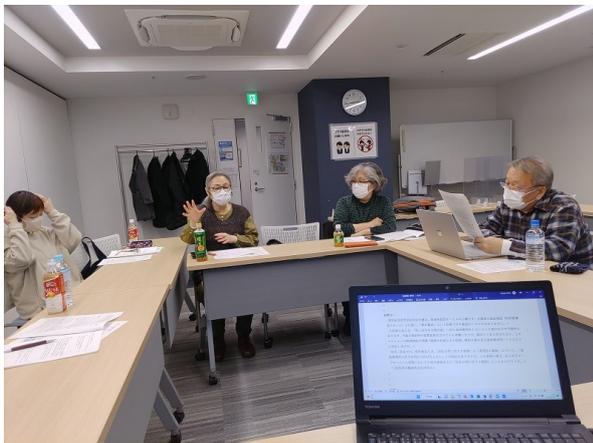
この講座は、長時間の講義を受講する形で学ぶ座学中心の講座とは異なり、受講生によるグループワークを基本に実践的な学びを大切にします。アクセプトの専門相談員がこれまでの経験の中で培ってきた問題意識をもとに作成した「事例」を示し、開講時に配布するテキストや関係機関が提供している動画などを参考にしながら、事例に含まれる課題を整理して、「成年後見制度を活用した支援」の方法などについて、グループワーク方式で検討・検証するという形で進めました。具体的な事例についての実践的な議論を通して、後見活動に必要な知識が自然に身につけられるプログラムを目指しました。

日程・プログラム（時間はいずれも午後1時30分から午後4時30分）

- 2月18日 オリエンテーション、事例①グループ検討
- 2月26日 事例①グループ検討、事例①グループ発表
- 3月 4日 事例②グループ検討、事例②グループ発表、事例③グループ検討
- 3月11日 事例③グループ発表、講評 講演・成年後見制度の課題

※講演「成年後見制度の課題」

講師は、斎藤知子氏（帝京平成大学 人文社会学部 人間文化学科 准教授）



全体の進め方

用意した事例は3つ。参加者がそれぞれに読み込んで、自分なりの解釈や、経験に基づく考えなどを出し合い、事例についての理解と共通認識を深めるところから始めます。その上で課題に沿って、法律・制度や支援者に対する接し方などに関して、法人独自のテキストを参照しながら、互いにあるべき姿や現実には考慮すべき事情などについての意見を交換し合います。そして、課題ごとにグループとして整理できた内容を発表し、法人のスタッフがコメントしてまとめて行きます。

■事例1 <特別養護老人ホームで生活している事例>

フェイスシート

| | |
|------|-------------------------|
| 氏名 | 中野 擁子 |
| 性別 | 女性 |
| 生年月日 | 昭和16(1941)年9月18日 81歳 |
| 入所施設 | N区白鶴町1-2-3 特別養護老人ホーム里山荘 |
| 家族構成 | 娘 61歳(多摩地区T市在住) |
| 既往歴 | 認知症 右大腿骨頸部骨折 |
| 職歴 | |
| 介護保険 | 第1号被保険者 要介護3 |

■事例2 <自宅で倒れていたところを発見、救急入院した事例>

フェイスシート

| | |
|------|--|
| 氏名 | 中野 権利 |
| 性別 | 男性 |
| 生年月日 | 昭和30(1955)年12月1日 67歳 |
| 住所 | N区桃が丘3-2-11 |
| 家族構成 | 单身 |
| 既往歴 | 2022年1月 心原性脳塞栓症にて緊急入院 (アルコール依存症に起因すると思われる内臓機能低下も合併) 令和総合病院(S区) |
| 職歴 | A区内の金属加工の町工場勤務歴あり |
| 介護保険 | 第1号被保険者 |

事例1

81歳の女性。認知症が進み、61歳の娘が申し立て、社会福祉士Xが成年後見人に選任された。Xが手続し、特別養護老人ホームに入所している。食事が合わない様子や、本人が自宅に帰りたいたいと言うなどの状況がある中、コロナ禍で面会もままならなくなった。施設からXにワクチン接種への同意が求められていると言うケースです。

このケースをめぐって、3つの課題が示されました。①対象者のQOLをめぐる設問、②本人の意思尊重のあり方に関わる設問、③予防接種の同意にか関する設問です。

この課題について、熱心にグループ検討が行われました。受講者の経験なども踏まえ、意思尊重の実際の場面での難しさ、後見人の守るべき原則、予防接種法に基づく予防接種の同意と医療同意との違いなどについて、意見が出されました。

事例2

67歳の男性。脳梗塞後遺症による右半身麻痺で、ほぼ寝たきり。失語も認められ、意思疎通が難しい。独居で倒れているところを病院に運ばれ入院中。複雑な家族関係。亡くなった継母の姪Uが何かと世話しているが、Uも高齢で限界を感じている。病院の医療相談室としては、医療費、要介護認定、転院などの問題を、後見人の選定で成年後見の申し立てをUに依頼した。という事例です。

このケースをめぐって示された課題は次の3点。①自分が病院のMSWだったらどう対応するか、②区長申し立てををするとして、区はどんな調査をするべきか、③選任された後見人がなすべき業務…です。

多様な生活歴や複雑な家族関係など、多くの背景を持つ、対象者に対する支援の在り方について、様々な立場を想定した充実した議論が行われました。

■事例3 <グループホーム入居を予定している事例>

フェイスシート

| | |
|------|---|
| 氏名 | 中野 仙太 |
| 性別 | 男性 |
| 生年月日 | 昭和22(1947)年8月1日 75歳 |
| 住所 | N区上新井4-2-13 ヒルトップ304 |
| 家族構成 | 妻(死別) 娘(Y県在住、45歳) |
| 既往歴 | 平成30(2018)年1月 アルツハイマー型認知症の診断 あしかがクリニック(N区) |
| 職歴 | 路線バス乗務員歴あり |
| 介護保険 | 第1号被保険者 要介護2 |



法人が独自に編纂したテキストは3分冊と資料編で構成されています。

事例3

75歳の男性。認知症があり、要介護2。年金が月19万円、家賃が10万円。預貯金が約900万円ほどある。娘が何かと世話しているが、住まいは電車で2時間位のところということで、社会福祉士Xが後見人に選任された。娘には交通費等お金を渡しているらしい。Xが訪問していると消費者被害にあっているようだ。そんなこともあり、Xはグループホームへの入所を準備しているが、現在の賃貸マンションをいつまで借りておくべきかなど悩ましい状況にある…という事例です。

このケースをめぐって示された課題は次の3つ。①悪質な訪問販売被害に対する対応、②終の棲家ではないグループホームへの入所にあたって、何時まで現住居を確保しておくべきか、③世話するため上京してくれる娘にお金を渡していることについて、後見人の取るべき対応…というものです。

多様に考えられる被後見人の抱える課題について、受講者それぞれが、経験した事例とも比較しながら、取るべき対応の基本となる考え方について議論しました。

講演・成年後見制度の課題

討議に対する講評の後、斎藤知子帝京平成大学準教授による講演がありました。

講演では、後見人の実務に関わる知識を整理した上で、現在の成年後見をめぐる様々な状況や課題、今後のあるべき姿などについて、分かりやすく解説をしていただきました。

成年後見 実践講座（基礎コース）

テーマ 成年後見制度の現状と課題

主催 一般社団法人 中野権利擁護センターアクセプト
2023年3月11日（土）13時30分から14時30分
帝京平成大学 齋藤 知子

資料作成 引用 司法統計20220316koukengaikyuu-r3.pdf
成年後見関係事件の概況 一令和3年1月～12月—
最高裁判所事務総局家庭局

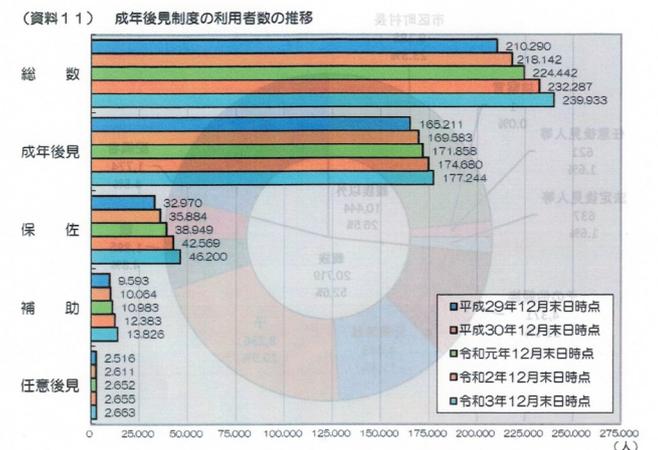
成年後見人の仕事

| 財産管理の例 | 身上監護の例 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の通帳、その他の財産の保管 ・預貯金・有価証券などの管理 ・預貯金口座の開設、預入・払戻・解約 ・公共料金・介護保険料・国民健康保険料、生活や療養などのために必要な支払い ・税金の申告 ・不動産の管理、処分（売却なども含） ・遺産分割協議 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の見守り ・入退院の手続き ・施設入所の際の契約 ・介護サービス事業者との契約 |

成年後見人の仕事ではないこと

業務ではないこと、権限外の例

- ・介護や家事などの労働
- ・入院、入所などの身元引受
- ・手術など医療に関する同意
- ・一身専属的な行為、養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- ・遺言、臓器提供、延命治療などの本人自身の意思に基づくことが必要な行為
- ・葬祭、埋葬、家財の整理など死後の手続き
- ・補助人・保佐人には、付与された代理権、同意権の範囲に限定され、それ以外の行為には権限はない
- ・本人の意思に反する身体的強制



7. 市区町村長申立ての利用状況

近年、法定後見の開始審判の申立てに占める**市区町村長申立て**の件数が、大幅に増加している。2000年にわずか23件(申立件数全体に占める割合は0.3%)だったものが、2021年には9千件超(同23%)にまで増加した。

その背景には、**単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加**により、本人の世話をしたり、また必要な時に後見の申立てをすべき親族が見当たらないケースが増えていることなどがあるとみられる。

今後も独居老人の増加などにより、市区町村長申立てに対する需要は増えていくと見込まれるが、各自治体においては、財源や人員などの限界もあり、必ずしもすべての需要に対応できるとは限らないように思われる。

■成年後見制度利用促進の必要性と課題

| 必要性 | 課題 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■認知症等により判断能力が低下すると、①預貯金の引出しをはじめお金の管理ができなくなるおそれ、②介護サービスが必要だったり入院が必要でも、契約できなくなるおそれ、③住宅・金融・医療等全般にわたり支障が生じるおそれや、消費者被害や詐欺のターゲットになるおそれもある。 ■今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく ■一方、成年後見制度を利用されている方は約22万人 | <ul style="list-style-type: none"> ■社会生活上の大きな支障がない限り、制度があまり利用されていない ■後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等が後見人に選任されることが多くなっているが、そうしたケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な観点に乏しい運用がある ■後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応 ■このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できない |

必要な人に制度が利用されていない可能性

※資料は当日配布された紙資料のほんの一部を、転写したものです。極めて見づらくなっていることをお詫びします。

一般社団法人 中野権利擁護センターアクセプトのご案内

中野権利擁護センター アクセプト について

当法人は、2022年4月に活動を開始した一般社団法人です。認知症や障がいなどのため、意思決定に不安がある方のための意思決定支援や日常生活の見守り支援などを行うこと、また、成年後見や権利擁護支援の普及のために様々な活動をするをミッションとしています。

人間は支援が必要になっても、意思がなくなることはありません。一人ひとりの方の人間性を受容し、寄り添って共に考え、悩みながら意思決定を支援し、最大限の幸福追求を保障する。私たちは、そんな「権利擁護支援」の充実を目指します。

各種広報物



中野権利擁護センター
アクセプト

みんなの笑顔を守るために！



いつもあなたに寄り添い、見守り、あなたらしい生活を支えます
高齢や障がい、病気などで、意思決定や契約などの手続きに支援が必要な方をお手伝いし、自らの意思が反映され、尊厳ある暮らしを守ること、それが私たちの目的です。

アクセプトにできること：暮らしを守る3段階のサービス

<暮らしなんでも相談>

たとえば・・・

「介護が必要になったとき、手続きや生活のことなど、どこに相談したらよいかわからない」

「遠くに住んでいる親のことが心配、急に入院したときや認知症になったりしたときに備えて、今からできる準備とは」

「ご近所に一人暮らしのお年寄りがいて、その方の日々の暮らしが気にかかる」

「成年後見の申し立てをしたいが、手続きのしかたが分からない」

こんなときに、ご本人の相談意思を確認の上、家族や地域の状況を把握し、ご本人の立場に立って、よりの確かな判断や意思決定ができるよう、情報提供・相談にあたります。



<暮らし見守りサービス>

定期的な訪問や電話連絡等により、日常生活を見守り、適切な意思決定ができるよう情報提供や相談、支援などを行います。

<暮らしサポートサービス>

障がいや病気、加齢などによって身の回りのことや財産管理などを一人でやるのが難しいと考えはじめた方に、委任契約を結んで業務を援助・代行します。

○福祉サービス等の利用手続き ○財産や預貯金の管理
○公共料金・介護費用等の支払い ○入院・検査など医療契約の手続き ○介護・福祉サービス利用契約の手続き ○要介護認定の申請など



<死後事務の委任>

生前の契約により、ご利用者様が死亡後に必要となる以下のような事務を行います。

○葬儀・埋葬、永代供養等、○入居一時金、敷金等の受領・清算、○アパート等の居室の片づけ、○行政官庁等への届出など

<法人として成年後見人の委任>

法人として成年後見人を委任します。

多様な職種の特任家とのネットワークを確立するとともに、様々な実務経験を有する支援者の経験や知識を蓄積し、その方にあった後見活動をしていきます。

後見等が必要な状態になった時に備えて、あらかじめ後見人として代理権を付与する内容を定めて契約を結んでおく「任意後見契約」もす。



<親族後見人・市民後見人の支援・育成>

親族の方が後見人としての役割を無理なく務めることができるよう、情報提供や資料収集、後見事務の助言など、支援を行っています。

私たちとともに活動する市民後見人の育成や支援を行います。

一般社団法人
中野権利擁護センターアクセプトのご案内

事業展開の考え方

- ◇ 後見活動や暮らしサポートの支援員は、区役所等出身の福祉・行政サービス経験者、社会福祉士、行政書士などが担当します
- ◇ チームケアを基本に、担い手の養成に力を入れ、市民後見人の参加も進めます。
- ◇ 区内の介護・医療・福祉・金融・不動産などの関連機関、町会・自治会やボランティアなどの地域住民団体、また行政との連携を大いにし、地域の権利擁護支援ネットワークの一翼を担います。

アクセプトに込める思い

わたしたちは、今、寄り添ってきめ細かく暮らしを支える後見業務や意思決定支援が求められていると考えています。

英語の「accept」には「受容する」という意味があります。

支援を必要としている方々があるがままを受け止め、寄り添う姿勢こそが、社会福祉における受容であると考えています。

わたしたちは、立ち上げた法人の名称に、そのような思いを込めました。

皆様へのお願い

私たちは皆様にご協力をお願いをしています

- (1) 会員となる
法人の会員・賛助会員となって運営を支える
- (2) 法人のスタッフや支援員となる
法人のスタッフとなってともに事業を担う
- (3) 寄付などで法人を支える
法人の活動を資金面で応援する
- (4) 活動面で連携・協力する
それぞれの団体の立場で、法人と協働する
- (5) 利用者の紹介
事業の対象者と法人をつなぐ紹介者になる



一般社団法人中野権利擁護センターアクセプト
〒164-0001 中野区中野2-28-1
プロスベアー中野304
Tel / Fax 03-5340-7133
E-mail accept@nkyc.or.jp
URL https://nkyc.or.jp/

14

講座・講習会等の広報物

法人設立 記念講演会

「私のことは、私と一緒に決めてほしい」
～ 尊厳ある暮らしを続けるために～

第一部 成年後見とは ～介護保険と成年後見～
講師 竹原 厚三郎 元帝京平成大学教授・城西国際大学大学院講師
当法人理事

第二部 成年後見制度の利用促進をはかるために ～成年後見制度利用促進計画～
講師 小澤 耕平 東京都福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長

5月20日(金)午後3時-午後5時
会場：なかのZERO本館 視聴覚ホール
後援：中野区 中野区社会福祉協議会

定員100名(お申込み順)

申し込みはこちらからメールで
ファクシミリでも(申込み用紙は裏面に)

一般社団法人 中野権利擁護センターアクセプト
TEL・FAX：03-5340-7133
URL <https://nkyc.or.jp/>

《学習・講演会》
障がい者にとっての
成年後見とは…

障害があっても自分らしく生き、幸せな人生を送りたい。「成年後見制度」はそのための選択のひとつですが、問題点や課題も多く、利用をためらう事例も多いようです。今回、埼玉県で障がい者の法人後見を数多く受任されている「埼玉県手をつなぐ育成会」の高野理事長をお迎えして、ご自身の体験を交えて貴重な実践についてご講演いただけます。

日時 2023年 1月22日(日) 13:30~16:00
開場：13:15

講師 高野 淑恵 氏
公益社団法人 埼玉県手をつなぐ育成会 理事長

場所 東京都生協連会館 会議室 1・2

費用 無料

申込み 事前申込制です。(先着40名様)
電話かメールでお申込みください。

感染予防対策にご協力ください

お問い合わせ
一般社団法人 中野権利擁護センター アクセプト
TEL/FAX 03-5340-7133
Email: mai@accept@nkyc.or.jp
URL: <https://nkyc.or.jp/>

または
特定非営利活動法人わかみやクラブ
いるとりどり
TEL: 03-6821-7540
e-mail: irorori27@outlook.jp

会場案内図
東京都生協連会館 中野区中央5-41-18

発行元・(一社)中野権利擁護センターアクセプト 共催・NPO法人わかみやクラブ

アクセプト

成年後見実践講座
(基礎コース)

受講料：無 料
受講していただきたい方
○ 仕事上、成年後見制度の知識を必要としている方
○ 自分や家族の将来のために、成年後見制度を知りたい方
○ これから市民後見人として活動したいと考えている方
○ 市民後見人、親族後見人として、現在活動をされている方
○ 学校などで 成年後見制度について学び、後見活動の実務に興味を持たれた方

当講座について
今回開講する「基礎コース」では、成年後見制度の概要を理解し、成年後見人等として活動するために必要な知識を学びます。
次年度に開催する「演習コース」では、実際に、家庭裁判所への後見開始申立手続きや選任後の報告に必要な書類の作成、意思決定支援ガイドラインの検討など、後見活動に必要なスキルの獲得を目指します。

この事業は 令和4年度独立行政法人福祉医療機構 社会福祉助成事業を受けて実施しています

日程及びプログラム

| 日 程 | 13:30~16:30 |
|----------|---------------------------|
| 2月18日(土) | オリエンテーション 事例①グループ検討 |
| 2月26日(日) | 事例①グループ検討 事例①グループ発表 |
| 3月4日(土) | 事例①グループ検討 事例①グループ発表 |
| 3月11日(土) | 事例②グループ発表・講評 成年後見制度の課題 |

会場：東京都生協連会館 会議室
中野区中央5-41-18 中野駅徒歩3分

応募資格：18歳以上の方
※年齢以外の資格要件はありません。

募集人員：20名程度

申込期限：2023年2月10日(金)

申込方法：メールか電話で問い合わせを(裏面参照)

主催 一般社団法人 中野権利擁護センター アクセプト
TEL/FAX 03-5340-7133
問合せ先 URL: <https://nkyc.or.jp/>
Email: accept@nkyc.or.jp

この講座は、「後見活動に必要な知識」をテキストと長時間の講義を受講する形で学ぶ産学中心の「後見人養成講座」とは異なる視点で、受講生によるグループワークを基本に実践的な学びを大切にします。

今回開講する「基礎コース」では、アクセプトの専門相談員がこれまでの経験の中で培ってきた問題意識をもとに作成した「事例」を受講生にお示しします。受講生は、開講時に配布するテキストや関係機関が提供している動画などを参考にしながら、事例に含まれる課題を整理して、「成年後見制度を活用した支援」の方法などについて、グループワーク方式で検討・検証します。

具体的な事例について検証・検討する4日間の実践的な講義を通して、後見活動に必要な知識が自然に身につけられるプログラムを用意しています。

申込方法 (申込期限は2月10日です)

下記の事項をご記入の上、アクセプトまでメールでお申し込みください。
受講にあたっての「お知らせ事項」をメールにて返信します。
メールによる申込には、右の二次元コードをご利用ください ⇒

ファクシミリの方は、下記申込書をご利用ください。

| | |
|---------------|-----------|
| ふりがな | |
| 氏 名 | 年 齢(任意) 歳 |
| 住 所 | |
| メールアドレス | |
| 連絡先電話番号 | |
| 所属団体・法人名等(任意) | |

※ご自身と成年後見との関わりについても、簡単に記入ください

※お申込者多数の場合、恐縮ですが受講をお断りすることがあります

一般社団法人 中野権利擁護センター アクセプト
164-0001 中野区中野2-28-1 プロスペア中野304
TEL/FAX 03-5340-7133 URL: <https://nkyc.or.jp/>
Email: accept@nkyc.or.jp

アクセプト1年間の歩みを振り返って

一般社団法人中野権利擁護センターアクセプトを設立して1年が過ぎました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、決して順風満帆とは言えない歩みでしたが、この1年の活動で、法人として一定の基盤を形づくることができたと考えています。

当法人の拙い歩みを様々な場面で、お支えを頂いた多くの皆様に心から感謝を申し上げます。地域の中で皆様と出会い、教えられる中から、活動の方向性を見出してきました。そうした皆様との絆をより強くしていくことで、これからも地域のお役に立てる法人を目指してまいります。

成年後見や権利擁護の活動をめぐる現状や課題を考える時、まず感じるのは、成年後見制度の普及が進んでいないということです。成年後見制度の使いにくさ、デメリットを強調する意見もしばしば見うけられます。ご本人にとって最善の判断であると同時に、親族の方も納得できる選択であることが望ましいのは当然です。制度の普及啓発とともに、利用に関する相談の充実が必要だと思えます。

また、意思能力が低下する前から、日常生活支援など、サービスによる支援を経験をしたり、あらかじめ、信頼のできる人に後見（任意後見）してもらえるようにしておくなどによって、未然に問題を回避する方法も考えられます。

成年後見単独で全てに対応するのは、難しいことも多くあります。意思決定に不安が生じてきた方々を早い段階から、サポートするより幅広い権利擁護支援のサービス体系が確立・普及することが重要だと考えます。

私たちは、民間の法人という立場から、きめ細かく柔軟に活動を進め、地域の関連団体等が連携のネットワークを形成し、広報や相談、利用促進や後見人支援などの各場面で中核機関である社会福祉協議会の活動を補完できることを目指しています。

そうした思いの中で1年間活動してきて、特に強く感じたのは、関係する機関や団体、個人などとの、連携・協力の重要性です。新年度は、これまで以上に、積極的にさまざまな方々との交流を深め、地域に認められる活動を展開していきたいと考えています。

また、この1年の活動を通して、低所得の方が成年後見や権利擁護支援のサービスを利用する際、経済的負担の壁は大きく、本来必要とする人の利用を妨げている実態を見てきました。何らかの公共的な政策対応が待たれる状況です。長く行政に携わったメンバーの経験も踏まえて、持続可能で誰もが利用できる権利擁護支援を目指して、政策提案などの活動も積極的に進めて行きたいと考えています。

(代表理事 田中大輔)

2023年3月31日

発行者・一般社団法人中野権利擁護センターアクセプト

中野区中野2-28-1 プロスペアー中野304

TEL 03-5340-7133 URL nkyc.or.jp

Email accept@nkyc.or.jp